

文書等公開決定等期間延長通知書

年 月 日	
様	
公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団 理事長 	
年 月 日に公開申出のありました文書等については、公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団情報公開規程第10条第3項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長します。なお、諾否の決定を行ったときは通知します。	
公開申出に係る 公 開 の 方 法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
公開申出に係る 文書等の内容	
決 定 期 間 を 延長する理由	
延長した期間	

問い合わせ先 公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団 課
電話